# 覆砂対策区間におけるモニタリング計画（案）

令和元年12月27日（金）
令和元年度 第2回
大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会

資 料
3-3

## 1．モニタリングの基本的な考え方

**適合層（環境基準に適合する濃度の層）の厚さを調査し、厚さの状況に応じてモニタリングの休止又は追加対策の検討を行う。**

①適合層調査
覆砂対策区間ごとに、非適合層の露出を防ぐための**適合層の厚さ**を把握する。

②河床高調査
一定期間における３年間の河床高の追跡調査により、**適合層の厚さが変化していないこと**を把握する。

③適合層調査（２回目）
河床高調査によって**適合層の厚さが維持されている、あるいは減少していても大きくは減少していない**と判断された場合、モニタリング休止判断のための適合層調査(2回目)を実施する。

④モニタリング休止
２回目の適合層調査において**適合層が適切な厚さで継続的に存在する**ことが確認された場合、モニタリングを休止する。

⑤追加対策検討
上記のいずれかの過程において、**適合層が存在しない、あるいは減少が続く**場合、追加対策を検討する。

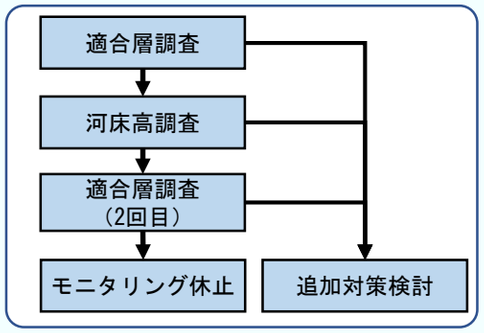


図１ モニタリングの流れ

《適合層》
表層にあり、かつ、底質中のダイオキシン濃度が150pg-TEQ/g以下であることが確認された層。

《適合層調査》
底質中の深さ方向ごとのダイオキシン濃度の調査（詳細は下記参照）

《河床高調査》
河床高及び河床形状の測量調査

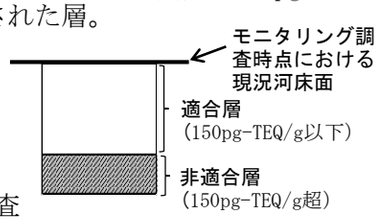


図２ 覆砂対策後の状況

《適合層調査の詳細》
- 現況河床面から１mの深さまでを図３に示す４層に区分し、各層の性状の目視確認及び汚染状況の分析調査を行う。
- ダイオキシン濃度が150pg-TEQ /g以下であることが確認された層の厚さを適合層の厚さ（層厚）とする。
- 図３の４層とは別に、河床高の変動及び底質の性状等の状況を勘案し、任意の深さ方向の濃度の調査を追加する場合がある。

| No. | 現況河床面からの深さ |
|---|---|
| 1（表層） | 0～10cm |
| 2（第2層） | 10～40cm |
| 3（第3層） | 40～70cm |
| 4（第4層） | 70～100cm |

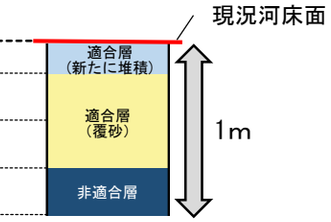


図３ 適合層調査における調査対象層の構成

## 2．モニタリング地点の選定

- モニタリング地点は、表１のとおり**覆砂層の直下のダイオキシン類濃度に応じて**選定する。
- モニタリング地点は原則として**当該区間のおおむね中心**を選定するが、橋脚の近傍など洗堀されやすいと考えられる箇所がある場合には必要に応じて別途地点を追加する。

表１ モニタリング地点選定の考え方

| 覆砂層の直下のダイオキシン類濃度 | 地点選定の考え方 |
|---|---|
| 1,000pg-TEQ/g超 | 覆砂工事の施工単位ごとに１地点 |
| 1,000pg-TEQ/g以下 | 流下方向250mごとに１地点 |

## 3．モニタリングの実施フロー

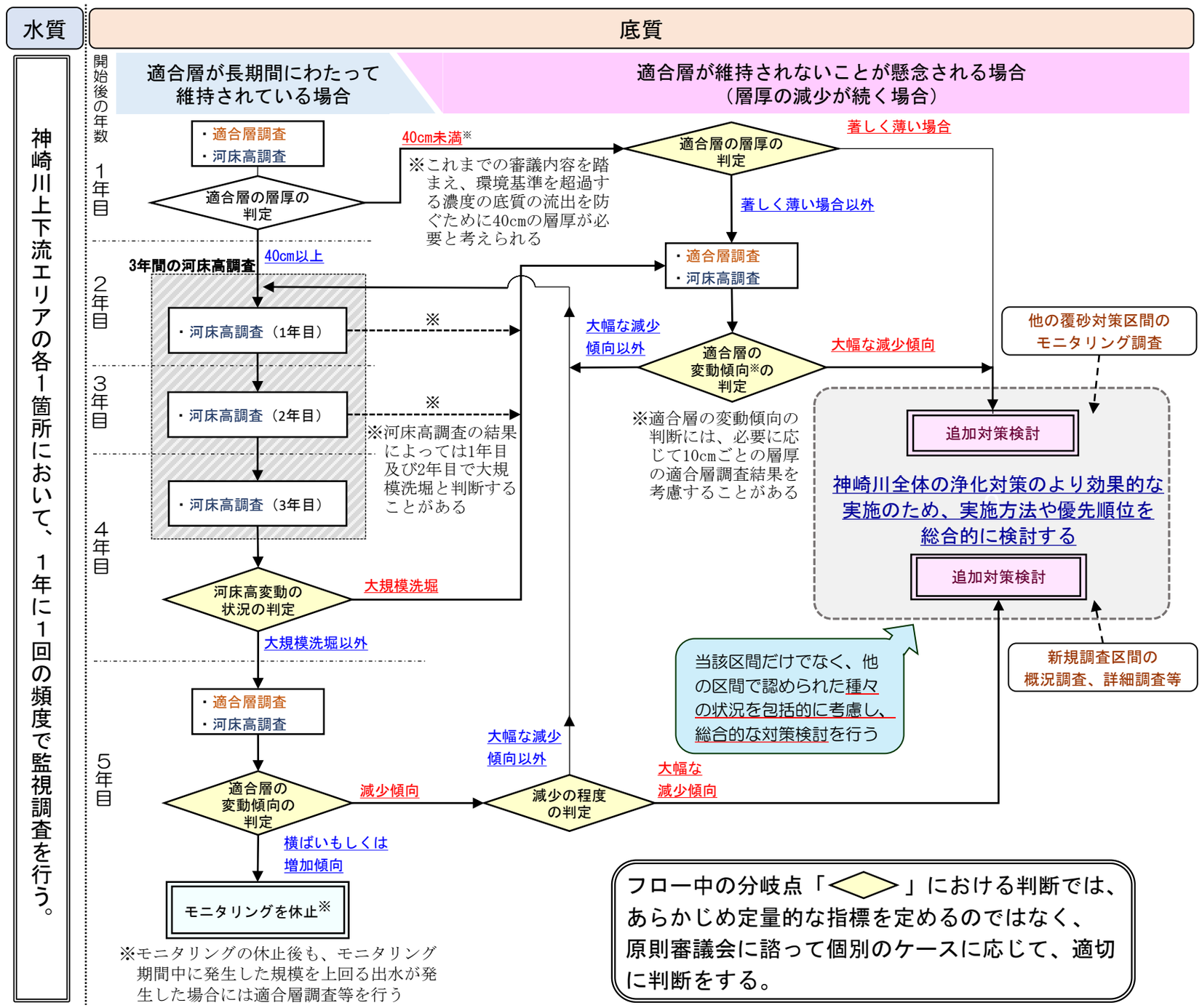


フロー中の分岐点「◇」における判断では、あらかじめ定量的な指標を定めるのではなく、原則審議会に諮って個別のケースに応じて、適切に判断をする。